

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に関する意見書

文部科学省の学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加している。また、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である医療的ケア児も年々増加傾向にあり、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級及び通級指導教室への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また、今日、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、様々な障害のある児童生徒に的確に対応した教育の実現を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 障害のある児童生徒に対し食事、排泄、教室移動の補助など学校における日常生活動作の介助を行い、また、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援を行うこと。
- 2 保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援を行うこと。
- 3 医療的ケアが必要な子どもや、障害のある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）などの専門家の適切な配置への支援を行うこと。
- 4 地域においてインクルーシブ教育を一体的に進めるため、特別支援学校が教育上の高い専門性を生かしながら各学校を積極的に支援していくことができるよう、特別支援学校のセンター的機能の強化に向けた支援を行うこと。
- 5 GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学校・学級や通級指導教室において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援を行うこと。
- 6 特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校教諭免許状の取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進など、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援を行い、併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月4日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
（こども政策）

} 宛（各 通）